

古代尾張の窯業生産と天皇家産機構

尾野善裕

I はじめに

古墳時代に始まる須恵器生産、飛鳥時代に始まる低火度鉛釉陶器の生産、江戸時代初期に始まる磁器生産など、1,000年以上に及ぶ日本の陶磁器生産の歴史の中で、画期的な技術革新は多くの場合、朝鮮半島など海外からの技術伝播として実現された。そうした中にあって、平安時代初期（9世紀）に尾張の猿投窯で始まる人工施釉による高火度灰釉陶器生産は、意匠（器形）面で中国陶磁の影響を強く受けはいたものの、既に日本国内に存在していた技術の交流の中で達成されたものとして、他とは性格を異にする特筆すべき技術革新であった。

すなわち、畿内から尾張へ低火度焼成による鉛釉（緑釉）陶器生産の技術が伝播したことを契機として、人為的に釉薬を塗布するという行為が須恵器生産を通して獲得されていた自然釉に関する経験的知識と結合し、人工施釉による高火度焼成の灰釉陶器生産に至ったのである。その達成過程については、既に別の機会にやや詳しく論じたことがあり（尾野1998）、基本的な認識については現在も修正・変更の必要はないと考えている。しかしながら、灰釉陶器の生産開始にあたり、いわば触媒の働きをした緑釉陶器生産技術の尾張への技術移転がなぜ行われたのか、とりわけ技術の扶植先として尾張が選択された理由については、必ずしもこれまでの研究で詳らかにされてはいないよう思う。

かかる問題意識の下、小稿では当該期の尾張における窯業生産体制についていささか考察を加え、所期の課題解決に向けての糸口を探ることとした。

II 古代の尾張における緑釉陶器生産と天皇家産機構

かつて筆者は、猿投窯鳴海地区に属する棧敷1号窯から「淳和院」と焼成前に刻書された匣鉢（サヤ：図1）が出土しており、同窯が9世紀半ばの操業と考えられることを踏まえ、皇親の家政機関である淳和院が尾張における緑釉陶器生産、とりわけ二次焼成に対して（工房の直接経営の可能性を含めて）

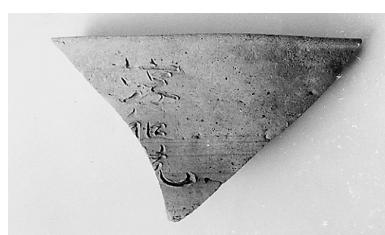


図1 棚敷1号窯出土匣鉢写真

深く関与していたと考えられることを指摘した。また、嵯峨太上天皇の居所であった冷然院の遺構（北面築地内溝）から初期の尾張産緑釉陶器（図2）が大量出土していることに着目し、そもそも尾張における緑釉陶器生産と深く関わっていたのは淳和院よりも、むしろ嵯峨太上天皇の家政機関である冷然院や嵯峨院だったのではないか、と推定した。そして、嵯峨太上天皇の皇后にして淳和天皇の皇后でもあった正子内親王が後に嵯峨院を伝領していることを踏まえ、家政機関としての嵯峨院が有していた尾張緑釉陶器生産への関与・権能を、正子内親王（および恒貞親王）の家政機関であった淳和院が継承したのではないか、と考えた（尾野2013）。

現在に至るも、この推測に大きな変更の必要性を感じてはいないが¹、嵯峨天皇の在位中に遡る京内離宮と筆者が想定した平安京右京三条三坊五町²の溝SD19からも、冷然院跡出土品に比肩する質・量の尾張産緑釉陶器（図3）が出土していることには、注意が必要

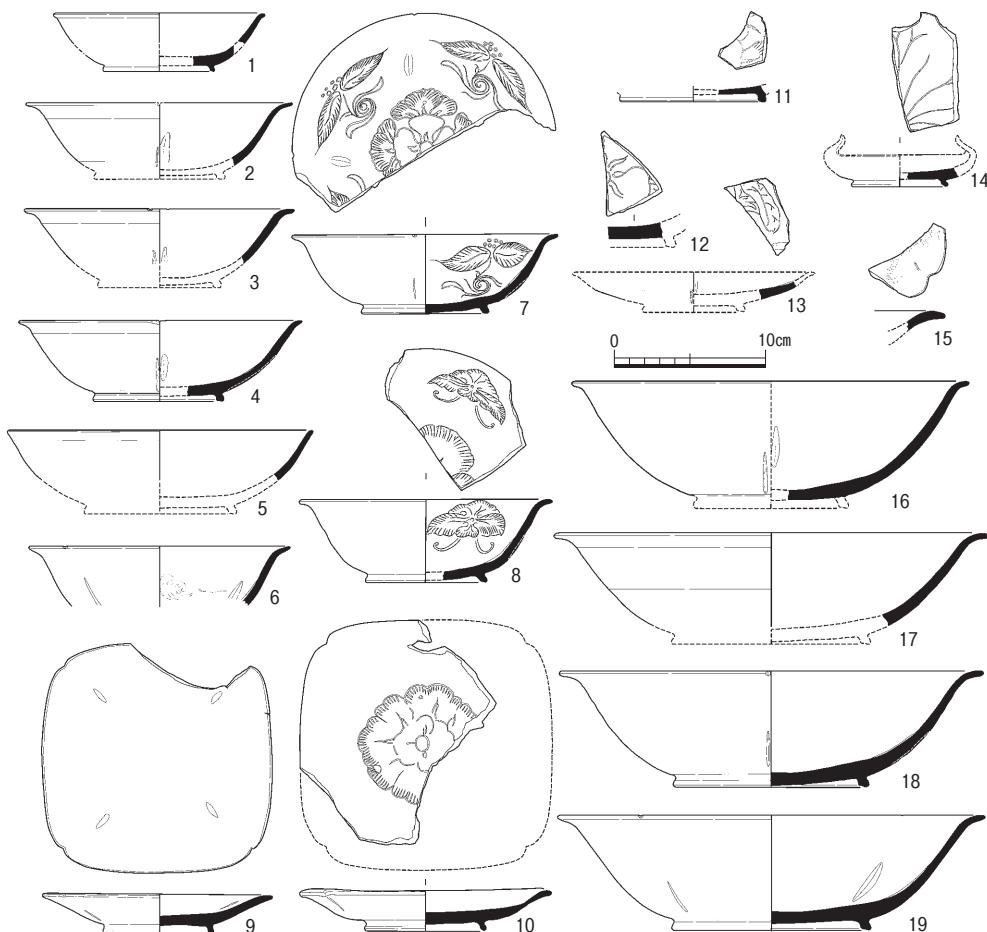


図2 平安京左京二条二坊冷然院北面築地内溝出土尾張産緑釉陶器実測図 1:5

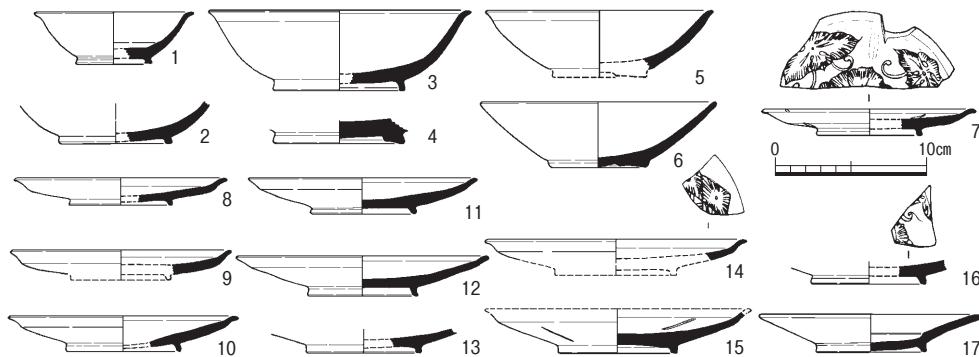


図3 平安京右京三条三坊五町SD19出土尾張産緑釉陶器実測図 1:5

である。なぜなら、この事実は譲位後の天皇（太上天皇）や皇親の家政機関ばかりでなく、在位中の天皇の家産機構（古尾谷2006）として御用物品調達を担当していた官司もまた、尾張における緑釉陶器生産に深く関与していたことを強く示唆するものだからである。

実際、尾張の猿投窯に属する折戸41号窯からは、二度焼きを基本とする緑釉陶器の素地（一次焼成品）と共に、焼成前に「官」と刻書された匣鉢（図4）が複数片出土している。匣鉢が、緑釉陶器素地生産に際して、火焔に煽られた灰の付着を防ぐために使用された保護具（窯道具）であることを考えるならば（尾野1998・2003）、その中に納めて焼かれていた器物（緑釉陶器素地）は、天皇の御用品とすることが予定されていたものとみて間違ひなかろう。

ただし、出土品が筆者編年案の猿投窯系Vc期からVIa期の過渡的様相を示す折戸41号窯の推定操業年代は830年前後であり（尾野2022）、「官」刻書匣鉢の中に納められていた緑釉陶器の素地は、『延喜民部省式』で尾張国からの貢納が規定されている年料雜器（の半製品）として焼かれていたもの、と考えることも可能である³。したがって、折戸41号窯出土の匣鉢と緑釉陶器素地のみをもって、天皇家産機構としての御用品調達官司が尾張における緑釉陶器生産に直接関与した決定的証拠、と評価することは適切ではないかもしれない。

もっとも、緑釉陶器生産ではないものの須恵器生産に対してであれば、天皇家産機構としての官司が尾張の猿投窯に対して直接的に発注していたことを示す徵証がある。折戸10号窯出土の「惊」人と焼成前に刻書された須恵器盤（図5）がそれで、「惊」人とは大同5年（810）に頭として藤原冬嗣と巨勢野足を任じたという藏人ないし藏人所を指してい

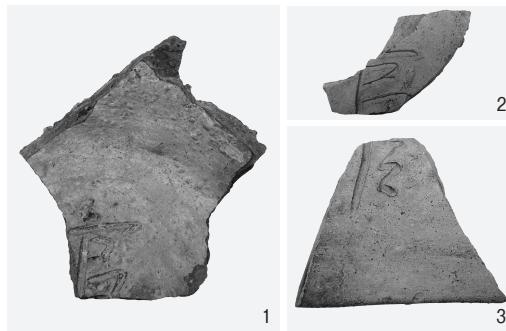


図4 折戸41号窯出土「官」刻書匣鉢写真

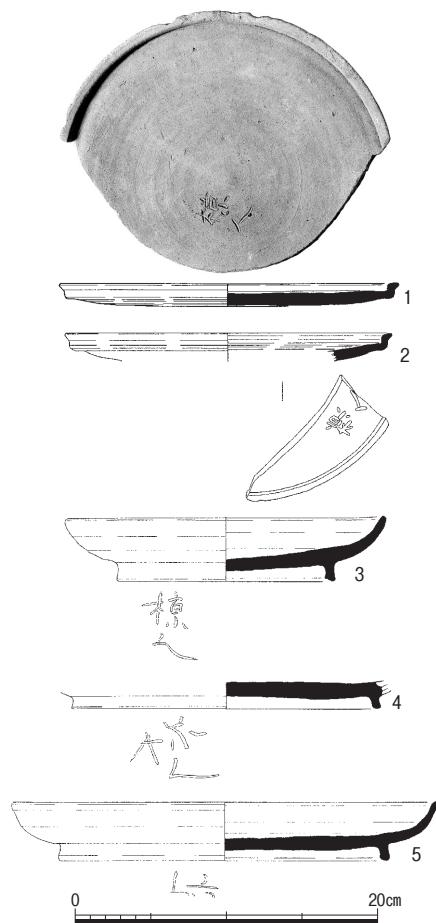


図5 折戸10号窯出土「棕人」刻書須恵器盤実測図 1:5

している可能性は決して低くないと考えるが⁴、注目すべきは折戸10号窯から窯道具の匣鉢と目される陶片（図6-1）が出土していることだ。これは、従前甌として紹介されてきたものだが（城ヶ谷2015、大西ほか2020）、それ自体を製品として出荷する予定のものであったにしては、通常ほぼナデ消される成形時の粘土紐輪積み痕跡が明瞭に確認できることが異質で、むしろ他の窯跡から出土する匣鉢と高い形質的共通性を示している。

これまで、この折戸10号窯出土の匣鉢が甌として評価されてきた背景には、同窯の稼働年代が8世紀後半と想定されており、尾張（猿投窯）においては9世紀に始まる緑釉陶器生産に関わる遺物ではありえないという先入観があったのではないか、と思われる。しかし、折戸10号窯からは窯道具として匣鉢のみならず、三叉トチン（図6-2～4）が出土していることを見逃してはならないだろう。なぜなら、既に別の機会に詳しく論じたように、三叉トチンは緑釉陶器を含む鉛釉陶器生産技術と共に畿内から尾張の窯業生産に導入され

るのではないか、と考えられるからだ（尾野2022）。

あるいは、この理解に対しては、令外官としての蔵人あるいは蔵人所の表記として、「棕人」が一般的ではないことを問題視する向きがあるかもしれない。しかし、折戸10号窯から出土している「棕人」刻書須恵器盤の中に、一般の集落遺跡や他の同時代の窯跡からは出土することのない口径30cm近い大型品が含まれていることは、それらが天皇の御用品などの特別な詫え物であったことを窺わせる。

さらに、伴出の須恵器から筆者編年案のVc期に位置づけうる折戸10号窯の操業年代が、800～830年頃と推定できることもまた（尾野2022）、「棕人」を蔵人ないし蔵人所と解釈することと整合的だ。なぜなら、既に指摘があるように、令制下では内蔵寮の役割であった「隨時の勅を受けて物品を調進する」機能を、9世紀以降「天皇のより近くで果たしたのが」蔵人所であったと考えられているからである（佐藤2018）。

したがって、情況証拠の積み重ねに過ぎないとはいって、「棕人」が蔵人ないし蔵人所を意味

た窯道具に他ならず（尾野1998）、『日本後紀』弘仁六年正月丁丑條などから総合的に判断して、尾張における緑釉陶器生産の開始が同年を大きく遡るとは考え難いからである（巽1983、平尾1994、高橋1994、尾野2002）⁵。

つまり、匣鉢や三叉トチンが何らかの事情で紛れ込んだものでない限り、折戸10号窯の稼働年代の一端は弘仁年間（810～824）以降に及んでいると考えるべきだが、問題は同窯出土品を含め名古屋大学による昭和30年代の猿投窯発掘調査出土資料には、別の窯からの出土遺物が混入しているおそれがあることだ。かつて大学院生として考古学研究室に在籍していた故八賀晋によると、名古屋城二の丸にあった名古屋大学が現在の東山校地に移転した際、猿投窯出土品の輸送に従事していた作業員が収納箱（木箱）を転倒させており、注記箱に戻されていない可能性が低くないという⁶。

この八賀の目撃証言は、現在NN-32号窯出土品とされているものの収納箱に、「糸本」と焼成前に刻書された甕の口縁部片⁷をはじめとして、高藏寺2号窯出土品と目される須恵器片が含まれていることからも、無視しえない重みをもっている。したがって、折戸10号窯出土品とされる匣鉢や三叉トチンについても、同様に輸送時の手違い等による混入の可能性を完全には否定できず、これらの存在のみをもって同窯の稼働年代が弘仁年間に及んでいたと断定することには、いささか躊躇せざるを得ない面がある。

しかし、折戸10号窯出土須恵器の全体様相が黒
笛7号窯やNN265号窯出土品と高い共通性を示し
ており（図8）、須恵器編年上ほぼ同時期のものと
考えられることは、この窯の操業年代がやはり弘
仁年間を含む9世紀序盤であったことを強く示唆
している。なぜなら、NN265号窯からは綠釉陶器
椀の素地（図7-2）と匣鉢（図7-1）、黒笛7号
窯からも綠釉陶器椀の素地（図7-3）が出土して
おり、この2窯の操業年代（の一端）は尾張での
綠釉陶器生産開始期（弘仁年間）より後にまで及

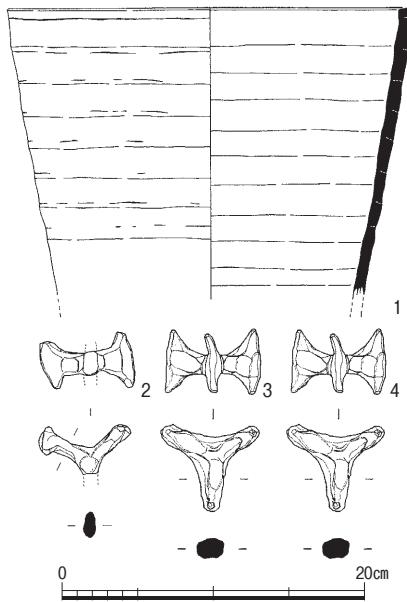


図6 折戸10号窯出土匣鉢・三叉トチン
実測図 1:5

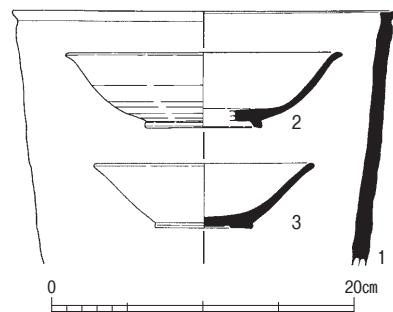


図7 NN265号窯(1~4)・黒笹7号窯(5)出土緑釉陶器素地・匣鉢実測図 1:5

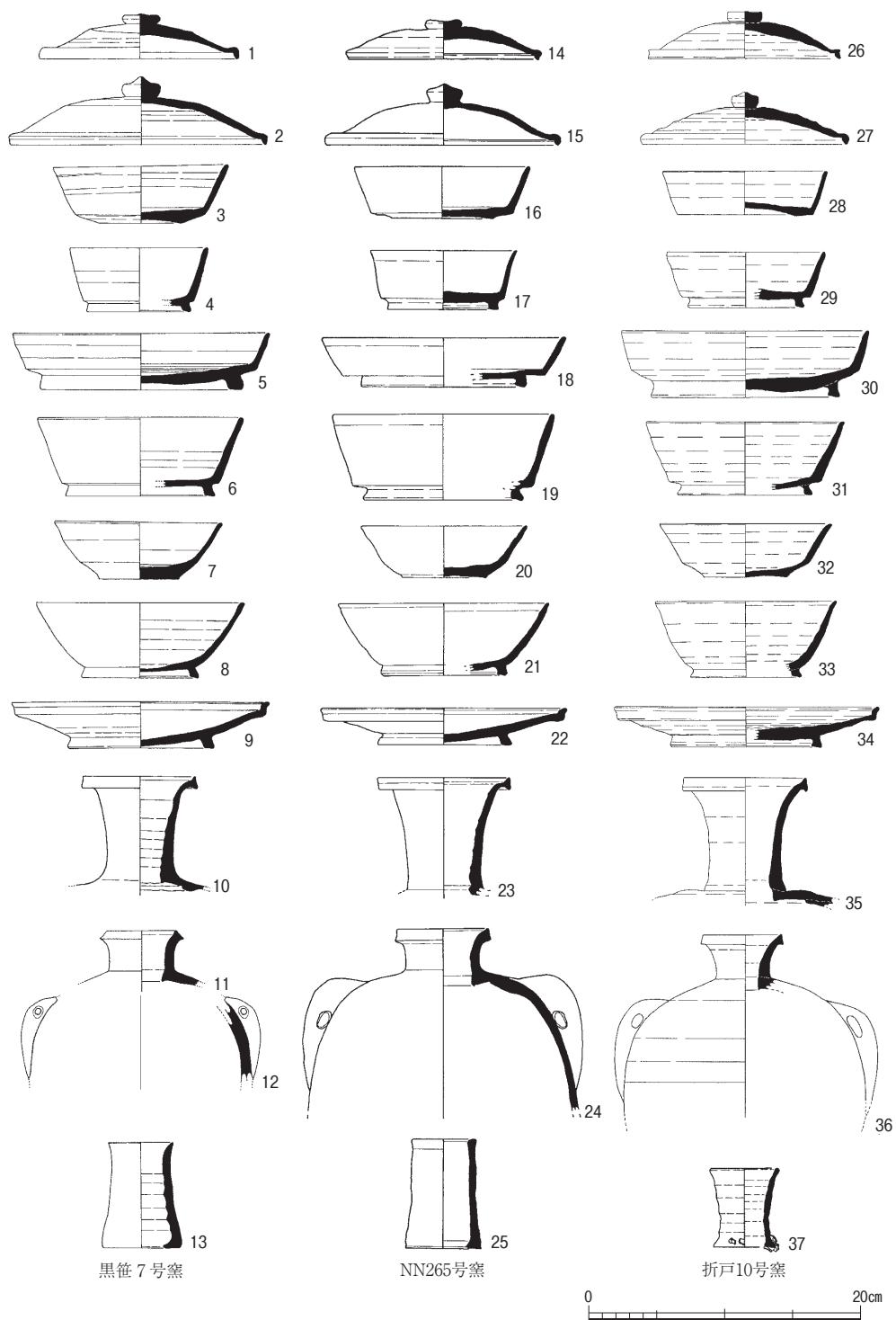


図8 折戸10号窯・NN265号窯・黒釜7号窯出土品比較図 1:5

んでいたと考えるべきだからである。

また、平安宮内裏外郭SX 4・SX 9、同中和院土坑8・土坑22・土器溜穴、同左兵衛府・侍従所SD59・SK46、平安京右京三条三坊五町SD19、同左京二条二坊冷然院北面築地内溝、平城宮SE311Bから折戸10号窯・黒窓7号窯・NN265出土品と高い共通性を示す尾張産須恵器が出土していることも（図10）、折戸10号窯を含むこれら3窯の稼働年代を平安時代初期の9世紀（を3区分した）序盤と考えることを支持する。なぜなら、共伴する土師器の様相から上記平安宮内裏外郭（SX 4・SX 9）、中和院（土坑8・土坑22・土器溜穴）、左兵衛府・侍従所（SD59・SK46）出土品には平安遷都（794年）から810年頃まで、平安京右京三条三坊五町SD19出土品には概ね弘仁年間（810～824）後半から天長年間（824～834）初期、同左京二条二坊冷然院北面築地内溝出土品には天長年間という年代観を付与することが可能で（尾野2013、平尾2016）、平城宮SE311Bは平城太上天皇期（809～825）の井戸であることが確実視できるからだ（田中1962）。

もっとも、これら3窯が8世紀後半の操業と考えられてきた背景には、いずれの窯からもミニチュア製品と呼ばれるごく小型の器物（蓋・長頸瓶・横瓶など）が少なからず出土しており、それらが長岡京域からの出土品と高い共通性を示すという事情があった（図9）。しかし、尾張（猿投窯）産の須恵器ミニチュア製品は長岡宮・京域から出土するばかりでなく、先に挙げた平安宮内裏外郭SX 9・平安京右京三条三坊五町SD19をはじめとして平安宮・京域や平城宮の平城太上天皇期の遺構（SE311B）からも出土しており（図10-6・7・11）、その存在のみをもって長岡京期（784～794）に限定できないことは明らかだ。また、平安遷都後も貴族の別業などとして土地利用があったことを考えるならば、それが長岡京域からの出土品であっても、出土状況や伴出遺物の検討を経ることなく直ちに長岡京期（784～794）のものと断定はできないのである。つまり、須恵器ミニチュア製品の生産は、これら3窯の稼働年代が弘仁年間をふくむ9世紀序盤であると考えるとことと何ら抵触するものではない、と結論付けることができる。

したがって、折戸10号窯出土の「棕人」刻書須恵器盤は、やはり緑釉陶器生産開始期（弘仁年間頃）の尾張の窯業生産者に対する天皇家産機構の直接的発注を示すものとの評価が可能と思われるが、尾張の窯業生産と天皇家産機構の結びつきについては、更に年代が遡ることを示唆する資料がある。

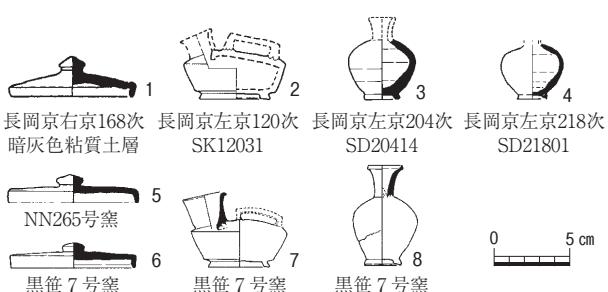


図9 長岡宮・京出土尾張産須恵器ミニチュア製品と猿投窯出土品の比較図 1:5

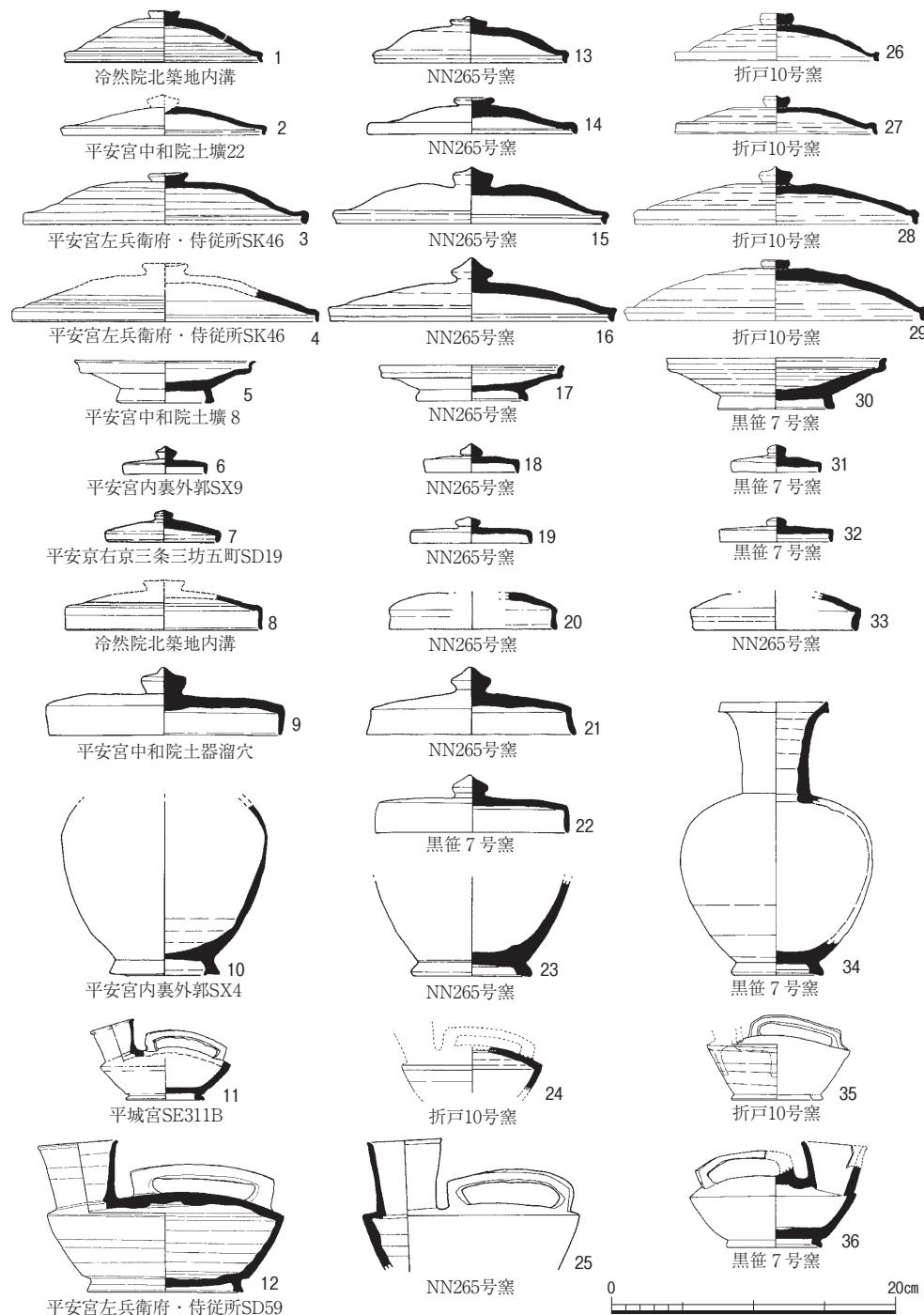


図10 平安宮・京および平城宮出土尾張産須恵器と猿投窯出土品の比較図 1:5

III 緑釉陶器生産開始前の尾張における須恵器生産と天皇家産機構

平城宮SD3715は、壬生門の北西に位置する兵部省の西側に沿って、南北方向に開削された宮域の基幹排水路で、埋土から宝亀9年（778）の紀年木簡と共に長岡遷都に際して投棄されたと目される土器が大量に出土しており、その中に少なからざる量の尾張産須恵器（図12）を含んでいる（神野2005）。平城宮・京城からの尾張産須恵器の出土量は、宮都として年代的に先行する飛鳥・藤原宮域と較べると概して少なく乏しいのだが、そうした中にあってSD3715出土品の中に占める尾張産須恵器の比率は約3割と目立って高く、平城宮・京城出土土器群の中では際立った特徴を有している。

しかも、このSD3715から出土した尾張産須恵器の中に8点の墨書き土器が含まれていて、過半数を占める5点（図11）の記載内容について勅旨省との関わりが指摘されていることは（渡辺2005）、とりわけ注目に値しよう。なぜなら、「内木工所」「内大炊」という記載内容からは、その管轄下の現業官司の存在が想定されていて、これらの墨書き土器自体を天皇の食膳に供したものとは見えないものの、勅旨省自体は宮中の用度調達を職掌（の一部）とした天皇家産機構であり、その機能は勅旨所を経て藏人所へ継承されていったと考えられているからだ（角田1985）。

つまり、SD3715出土の尾張産須恵器の墨書き内容からは、既に長岡遷都（784年）に先立つ奈良時代のうちに、尾張の窯業生産と天皇家産機構の間に密接な関わりがあったことが推測でき、そうした観点から改めて長岡宮・京城や平安宮・京城からの尾張産須恵器の出土事例を検してみると、興味深い事実に気付く。内容物の容器として運搬された可能性のある壺・瓶・甕類を除外し、供膳具のみに限ってみると、長岡宮・京城においても平安宮・京城においても、尾張産須恵器の出土事例が宮域（および周辺）に偏る

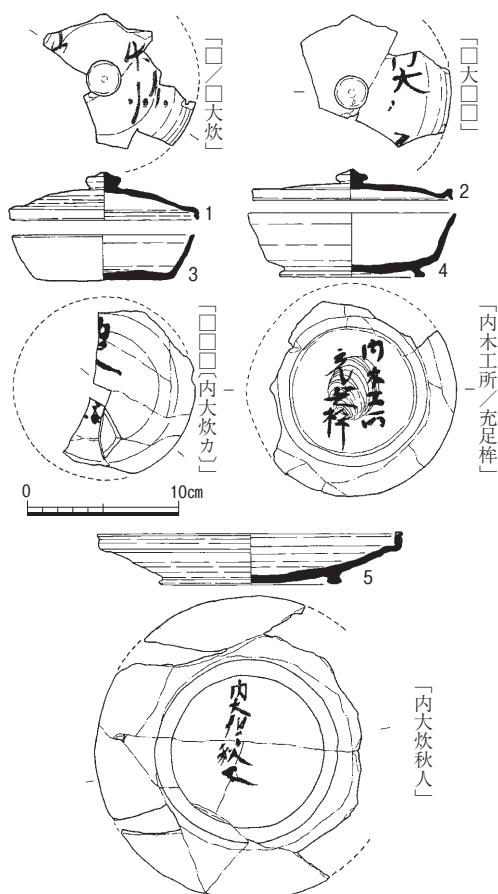


図11 平城宮SD3715出土墨書き尾張産須恵器実測図 1:5

傾向を見て取ることができるのである。

具体的に示すと、長岡宮・京域からの出土4例（金田・池田2000）のうち、半数の2例が宮北辺の推定官衙域（宮153次SB15308・宮277次SD27701）から、残る2例のうち1例が左京一条二坊三町（左京222次SA22204）という宮域東辺の隣接地で、いずれも長岡京期とされる遺構からの出土である（図13）⁸。一方、陽明文庫所蔵の「宮城図」から宮内施設の

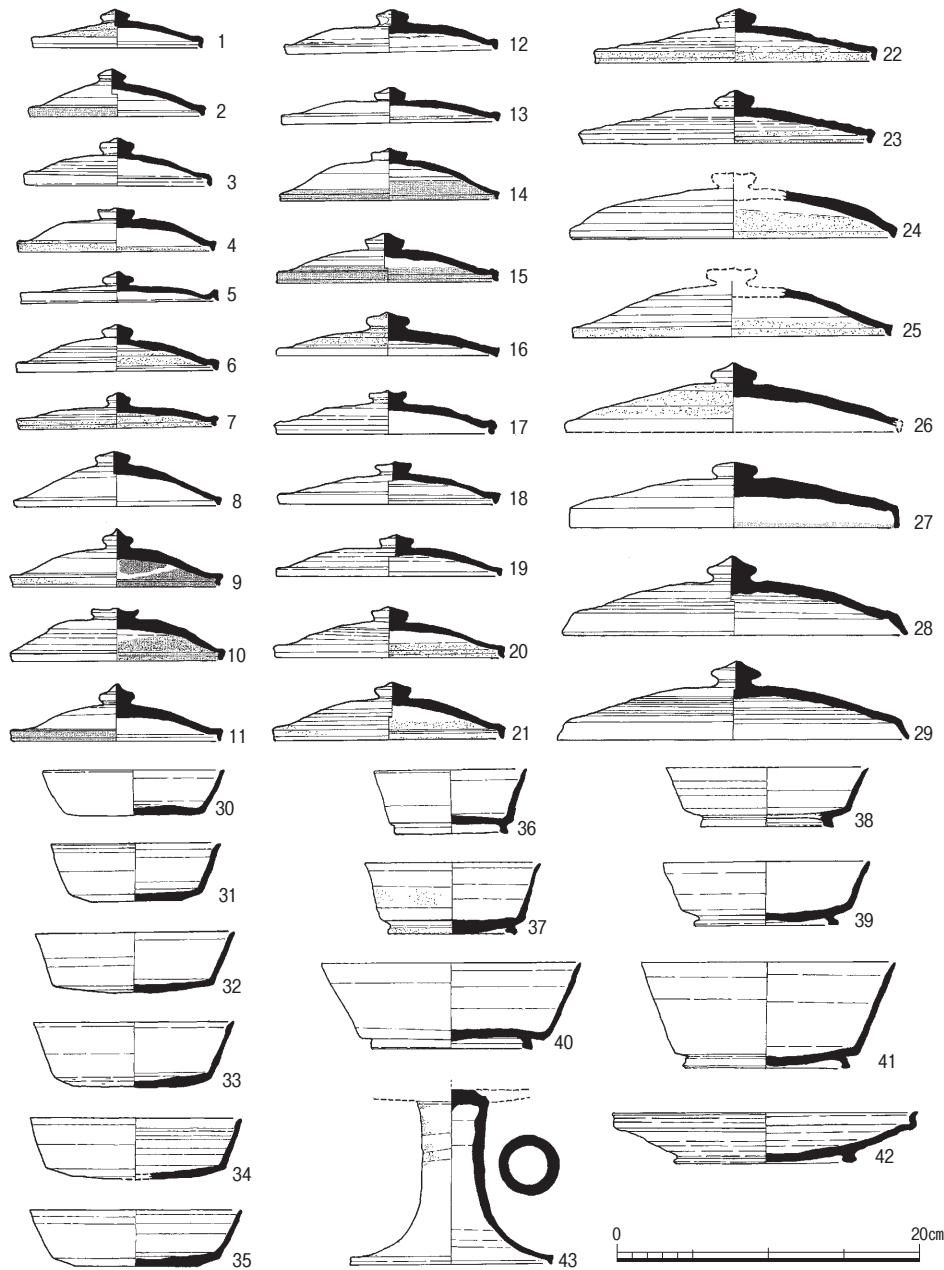


図12 平城宮SD3715出土尾張産須恵器実測図 1:5

配置がおおよそ判明している平安宮の場合、中和院土坑8・土坑22と左兵衛府・侍従所SK46から尾張産須恵器供膳具の出土が確認できる（図10-2～5）。中和院は新嘗祭をはじめとする天皇による親祭の場に他ならず、左兵衛府・侍従所SK46も左兵衛府と侍従所の間の路面に形成されていた遺構であって、隣接する侍従所は天皇の側近たる侍従の詰所である。また、平安京域からの出土品としては冷然院北面築地内溝出土品（図10-1）を挙げることができるが、この出土地点は嵯峨太上天皇の居所だった場所である。

つまり、これらの尾張産須恵器は多くが天皇の身近な空間で使用されていたものと目されるのだが、先述のように廃棄年代は尾張で綠釉陶器の生産が開始された弘仁年間よりも遡ることが確実視できる（冷然院出土例を除く）。その一方で、尾張国からの須恵器貢納は『延喜践祚大嘗祭式』に規定されてはいるものの⁹、図10-1～5や図13に示した杯蓋や盤に当たると考えられる器形の指定はなく、『延喜主計寮式』の諸国調条ではそもそも調納国として挙げられてすらない。

したがって、上記所見を総合的に勘案するならば、天皇家産機構による尾張国からの窯業製品調達が長岡遷都前にまで遡る蓋然性は高く、そうした歴史的前提の下に弘仁年間に至って畿内から尾張国への鉛釉（綠釉）陶器生産技術の扶植がなされた、と考えられよう。より近隣に須恵器生産地がいくつも存在しているにもかかわらず、ことさらに尾張国から調達されているのは、綠釉陶器生産開始前から尾張の窯業製品（須恵器）が宮中で使用するに相応しい品質だと認識されていたからだろう。年代的には大きく遡るが、飛鳥淨御原宮期（672～694）の飛鳥・藤原地域では、宮域中枢部寄りで須恵器の中に占める尾張産の比率が急激に高くなることが判明している（尾野・森川・大澤2016）。そのように高く評価された尾張産の須恵器の品質が、耐火度の高い良質な粘土が豊富に産するという地理的条件に支えられており、これは容易に想像でき、過去この点に注目して高火度灰釉陶器生産の開始が論じられてきたことには（植崎1973・1976a・1976b）、相応の妥当性がある。

ただし、良質な粘土の豊富な産出は必要条件ではあっても十分条件ではなく¹⁰、高火度での焼成により植物灰が釉化するという経験的知識が人工施釉に転化するためには、前述のように鉛釉（綠釉）陶器生産技術の伝播という触媒が必要であった。そして、古代においては入手が容易ではなかった銅・鉛といった金属を必要とする鉛釉（綠釉）陶器生産は、発注者であると同時にそれら原材料の提供能力を有する官司や権門に寄生せざるを得ない産業であり、ことさらに国家が技術流出を防止しようとせずとも、地方へは技術が波及しにくい性格を有していた（尾野2013）。

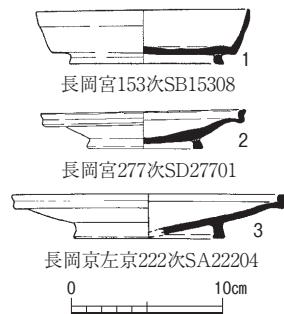


図13 長岡宮・京出土尾張産須恵器供膳具実測
図 1 : 5

つまり、畿内から尾張への鉛釉（緑釉）陶器生産技術の伝播の背景には、天皇家産機構の強い関与を想定することが妥当であると思われ、嵯峨天皇が讓位したことによって、天皇家産機構たる蔵人所が有していた尾張の窯業生産との結びつき・権能を、嵯峨太上天皇の家政機関たる冷然院・嵯峨院が継承したと推測できる。これは、太上天皇の家政機関を構成する院司の母体が（在位時の）蔵人であるという指摘（渡辺1965）からも妥当な推論ではないかと思われ、正子内親王が嵯峨院を伝領したことによって、尾張における緑釉陶器生産への関与がさらに（天皇・太上天皇にあらざる）皇親の家政機関たる淳和院にまで拡大したと考えられることは、既に述べたところである。

IV おわりに

このように、古代尾張における緑釉陶器生産は、奈良時代末期（以前）にまで遡る天皇家産機構（勅旨省・勅旨所・蔵人所）との結びつきを背景として、そもそもは嵯峨天皇の御用品を調達するべく、意図的に畿内から鉛釉（緑釉）施釉技術を扶植して始められたものと考えられる。これまで、古代猿投窯については、その「官窯的性格」が度々論じられてきており（柴垣1978・1993・2003・2015、樋崎1989、城ヶ谷2010、井上2013）¹¹、本論の上記論旨も一面では「古代猿投官窯論」とも言うべきそれらの論説と相通する側面がある。

しかし、過去「古代猿投官窯論」の中で示されている論拠は、

①「内豊所」などの官司名が焼成前に刻書された陶片をはじめとする、官衙向けと考えられる製品の存在

②宮都・官衙（関連）遺跡からの出土事例の多さ

という2点にはほぼ限られていることには注意が必要である。なぜなら、官司名の刻書は、それ自体もしくはその中に納めて焼かれていた器物の予定納入先を示してはいても、その窯で焼かれた残余の製品の予定納入先が「官」であることを意味してはいないからである。むしろ、ことさらに一部の製品ないし窯道具に官司名が刻書されているという事実は、その窯が官営工房すなわち官窯ではなかったからこそ、民需品との識別をするために必要であったと考えるべきだろう。

また、宮都や官衙遺跡からの出土量がいかに多かろうとも、そこから官需の大きさという消費様態を論ずることは可能かもしれないが、官営という生産様態にまで論及することには、いささか無理があるのではないかと思う。宮内庁御用達の菓子舗を「官営菓子工房」とは呼ばないように、いかに官需（宮内庁御用）を賄っていたとしても、それは生産・経営とは別次元の問題であり、「官窯」あるいは「官営工房」であることを直接的に意味しない。

この点で、須恵器を含む古代の土器生産一般に対して、「官営工房」「官窯」などの語を「軽々に用いるべきではない」とし、屋瓦・鉛釉陶器生産など一部を除いて「官窯」の存在に否定的な古尾谷知浩の意見は、基本的に首肯できるし、傾聴すべき見解である（古尾谷2015）。ただ、古尾谷が「官営工房」存立の可能性を保留した鉛釉陶器生産においても、「官窯」の存在を全否定するわけではないものの、9世紀以降に関しては「官営」の枠組みから外れる生産が案外に大きかったのではないかと考えている。

とりわけ、9世紀半ばから後半にかけて尾張産の緑釉・灰釉陶器は、南関東を中心に広範な地域に膨大な量がもたらされており、既に別の機会に明らかにしたように、その流通背景には皇親家政機関としての淳和院による活発な経済活動が想定できるが（尾野2013）、問題とすべきはその活動の内実である。家政機関にとっての第一義的な活動は、主人（およびその家族）への奉仕である筈だが、所属する家政機関の名の下に院司の子弟や下僚、さらには彼らと結託した富豪層の利権追及もまた、大々的に展開されたであろうことを考慮すべきではなかろうか。往還の人馬を「強雇」し、人民を「愁苦」せしめる「威勢の輩」として嘉祥2年（849）9月25日付の太政官符（『類聚三代格』貞觀9年12月20日付太政官符所引）に登場する「嵯峨淳和両院人」¹²こそは、まさに史料の上に残された彼らの姿ではないかと思われ（戸田1975）、その活動を「官」あるいは「公」の枠組みで捉えてしまっては、歴史認識としては問題があろう。嵯峨院について、史料から詳細な分析を加えた橋本義則が注意喚起しているように（橋本1997）、嘉祥2年の時点で同所に居住した明確な主人が不在であったにもかかわらず、その家政機関（に属する「院人」）が太政官符を發しなければならないほどの社会問題を惹起せしめている事実は、このように解釈することによってこそ理解可能なのではないか。

いささか推測を逞しくしていることを自覚しつつも、あえてこの点に言及したのは、如上のように考えることで、9世紀末から10世紀初頭にかけて尾張産緑釉・灰釉陶器の流通圏が急速に変化する現象の社会的背景を説明できるのではないか、と思うからである。以前、相模国府（四ノ宮）域で出土する緑釉・灰釉陶器について検討を加えた平尾政幸と筆者は、9世紀末から10世紀初頭頃を境に遺跡に廃棄されている尾張産を中心とする緑釉陶器の絶対量が激減すると共に、灰釉陶器でも尾張産に代わって美濃・三河・遠江産の占める比率が目立って増加することを指摘した（平尾・尾野2009）。絶対量の多寡はあるものの、管見の限り同様の産地構成・絶対量の変化は南関東（相模・上総・下総・常陸・武藏）の多くの遺跡で共通して認められるようであり（田尾2015）、この時期に緑釉・灰釉陶器の流通に大きな変革があった蓋然性は極めて高い。

かつて、戸田芳実は9世紀末から10世紀初期にかけての社会的・政治的変動の背景に、院宮王臣家と私的に結合した在地富豪層を主要構成員としながらも、土着（留住）貴族か

ら土民百姓を含む雑多な階級で構成された「党」による、農業・商業など広汎な分野での反律令的な経済活動の展開があったことを指摘した。そして、同時代に発せられている官符の中に、院宮王臣家と富豪層との間の私的隸属関係を切斷しようとする国家的政策の存在を読み取ろうとした（戸田1968）。

これに対して、近年の文献史学の潮流は、寛平・延喜年間の一連の諸政策によっても院宮王臣家と在地富豪層との結合は切斷されていないばかりか、順調に成長していることを指摘し、9世紀末から10世紀初期にかけての「国政改革」の効力や社会的変動の存在を疑問視する傾向が強いように見受けられる（市1999、吉川2002、寺内2015）。確かに、一連の太政官符のみをもって院宮王臣家と在地富豪層との間の私的結合関係が10世紀半ば以降一律に切斷されたと論証はできないし、本来ならば取り締まるべき立場の国司が、一方で院宮王臣家の在地進出に加担していたという指摘も軽視してはならないだろう。

しかし、かつては往還の人馬を「強雇」しても国郡司が直接処罰できず、名を所属の政所に通知されるだけであった「嵯峨淳和両院人」も、「強雇」を「強盜」に準じて処罰すべきことを命じた寛平6年（894）7月16日付の太政官符（『類聚三代格』）では、例外扱いされていないことには注意しておきたい¹³。というのも、この太政官符が発出された9世紀末頃を境として、既述のように尾張産緑釉・灰釉陶器の流通量が目に見えて減少する一方で、東海道の諸国では三河の二川窯・遠江の宮口窯・清ヶ谷窯・駿河の旗指窯・助宗窯で灰釉陶器の生産が活発化し、流通圏が狭域化する傾向をはっきりと見て取ることができるからだ。尾張産緑釉・灰釉陶器が広域流通していた背景に、淳和院司の子弟や下僚の強い関与を想定する私見に誤りがないのであれば、彼らの交通上の特権が否定される中で流通量が激減し、尾張での緑釉陶器生産が急激に衰退することも、至って自然な現象として理解できるように思われる。

その一方で、尾張に代わる東海地方の緑釉陶器生産地として9世紀末から10世紀初頭には美濃、さらに10世紀前半には近江が急成長し、平安京から出土する緑釉陶器の主要生産地となってくるが、これら緑釉陶器生産が活発になる地域の国司に賜姓源氏の一族の補任が目立つことは注目に値しよう（尾野2013）。なぜなら、9世紀末から10世紀初頭にかけての「国政改革」の実効性には異論もあるが、当該期の国司（とりわけ受領）の権限強化については大方の意見が一致しており、同族（賜姓源氏）家政機関（すなわち淳和院）の経済活動への国司の容認・保護を想定するならば、美濃・近江への産地の移動と平安京への搬入量の変化についても充分に説明が可能となるからだ。とりわけ、源氏の筆頭公卿として淳和院別当を務めたと考えられる源湛・源昇・源悦・藤原扶幹・源等・源高明・源兼明・源雅信という歴代源氏長者（岡野1993・2018）の名が、重明親王を除いて両国の国司（守・権守・権少掾）に欠けることなく見出されることは（表1）、（尾張・美濃・近江の）緑

表1 9世紀末から10世紀半ば過ぎにかけての近江・美濃国司一覧

和暦	西暦	近江国司	美濃国司	和暦	西暦	近江国司	美濃国司	和暦	西暦	近江国司	美濃国司
寛平1	889	守：橘広相 権守：藤原国経	守：源冷	延喜22	922	守：源悦 権守：藤原玄上 介：藤原実頼 大掾：大江惟時	権守：平中興	天暦9	955	守：大江維時 権介：清原元輔 権大掾：依知泰広 範	権守：大江朝綱
寛平2	890	守：橘広相 権守：藤原国経		延長1	923	守：源悦 権守：藤原玄上		天暦10	956	権介：藤原兼通	権守：大江朝綱 源：泰斯頼
寛平3	891			延長2	924	守：藤原兼輔		天徳1	957	介：清原元輔	権守：大江朝綱 大掾：大江斎光
寛平4	892	介：平季長	権守：源昇	延長3	925	守：藤原兼輔		天徳2	958	守：源俊 権守：源雅信	権守：藤原齊敏
寛平5	893	権守：藤原保則	権守：源昇	延長4	926	守：藤原兼輔 大掾：御春望晴 権守：藤原伊輔		天徳3	959	守：伴彦真 権守：源雅信	
寛平6	894		権守：源昇	延長5	927	守：藤原玄上 権守：源清平		天徳4	960	守：藤原朝成 権守：源雅信 権介：源伊弉	守：平真材
寛平7	895	守：菅原道真		延長6	928	守：藤原玄上		応和1	961	守：藤原朝成 権守：源雅信 権介：源伊弉	
寛平8	896	守：藤原高藤 権守：藤原有実		延長7	929	守：藤原玄上		応和2	962	守：藤原朝成 権守：源重信	介：藤原後生 権介：穂積良氏
寛平9	897	守：藤原高藤 権守：藤原有実		承平1	931	守：藤原扶幹 権守：源高明	権介：伴久永	応和3	963	守：藤原朝成 権守：源雅信 権介：源伊弉	権守：藤原兼通 介：藤原後生
昌泰1	898	権守：藤原定国	権守：在原友子 大目：就常道	承平2	932	守：藤原高塔 守：上伴保平 介：藤原師輔 少掾：藤原有相	守：藤原玄上	康保1	964	守：藤原朝成 権守：源重信 介：藤原治時	
昌泰2	899	権少掾：源等	権守：源湛 介：藤原清貲 大目：橘良輔	承平3	933	権介：藤原敦忠		康保2	965	守：源重信	守：高階良忠 介：大江斎光 大目：上毛公光
昌泰3	900	権掾：藤原忠房	権守：源湛	承平4	934		守：藤原伊衡 権守：源重信	康保3	966	権守：源博雅 介：藤原国光 権介：藤原為光 権少掾：紀文利	介：大江斎光
延喜1	901	介：良峯衆樹	権守：源湛	天慶1	938			康保4	967	守：藤原佐理	権守：藤原兼家 介：時原長列
延喜2	902		権守：源湛	天慶2	939	守：伴保平 権守：藤原顧忠 権介：小野好古		安和1	968	守：藤原国光	守：藤原時柄 権守：藤原兼家 介：大江斎光 権少掾：菅原資忠
延喜3	903	権少掾：平中興		天慶3	940	守：伴保平 権守：藤原顧忠 権介：賀茂忠行	守：藤原師氏	安和2	969		権守：大江斎光
延喜4	904	権守：在原友子 介：藤原定方		天慶4	941	守：伴保平 守：源公忠 権守：藤原顧忠 権介：藤原敦忠	守：藤原師氏 権守：橘敏行	天禄1	970	介：藤原高遠 少掾：藤原正光	権守：藤原高遠 権守：源重信 介：坂上望城
延喜5	905	権守：在原友子	守：源是恒 大掾：伴良友	天慶5	942	守：源兼忠	権守：藤原元名	天禄2	971	権守：源惟正	権守：藤原兼通
延喜6	906	権守：在原友子		天慶6	943	守：源公忠 介：藤原朝成 権少掾：橘直幹		天禄3	972	権大掾：藤原惟成	守：橘恒平 権守：藤原兼通 源：市土以信
延喜7	907	権守：源湛 介：藤原恒佐	権守：源是経	天慶7	944	権介：藤原季方 権少掾：三統公忠	守：橘遠保 介：十市春宗	天延1	973	守：大江斎光 権介：藤原朝光	権守：藤原元輔
		守：源長猷		天慶8	945	権守：源兼明 権少掾：三統公忠		天延2	974	守：大江斎光 守：藤原朝光 権介：藤原実資	守：橘恒平 権守：藤原兼通
延喜8	908	権守：源湛 権守：藤原仲平 権介：藤原兼茂		天慶9	946	守：藤原朝忠 権守：源兼明 介：藤原敦敏 権大掾：平相方		天延3	975		守：源保光
延喜9	909	権守：藤原仲平		天暦1	947	権守：源兼明 少目：菅野正統	守：大江維時	貞元1	976	介：藤原正光	
延喜10	910	権守：藤原仲平 権少掾：阿刀春正	守：源是茂	天暦2	948	権守：源兼明		貞元2	977	守：源保光 権守：橘恒平 権少掾：慶滋保胤	
延喜11	911	権守：藤原有実 権少掾：阿刀春正		天暦3	949	権守：源雅信	介：藤原伊尹	天元1	978	守：源保光 守：源忠清	
延喜12	912	権守：藤原定方 介：藤原忠房 権少掾：藤原元方		天暦4	950	権守：源清正	介：御船傳説	天元2	979	守：源忠清 権守：橘恒平 少掾：菅野茂滋	
		守：藤原有実 権守：阿刀春正		天暦5	951	守：大江維時 権守：源兼忠 少掾：紀時文		天元3	980	守：源忠清	権守：藤原為輔
延喜13	913	権守：源當時 権介：藤原忠房 権少掾：阿刀春正	権守：源悦	天暦6	952	守：大江維時 介：藤原清正 権介：清原元輔	守：伴彦真 権守：源重信 権少掾：御船傳説	天元4	981	守：源忠清 権守：橘恒平 少掾：国守正兼 少掾：高橋高行	権守：藤原為輔
延喜14	914	権守：源當時	守：源正明	天暦7	953	守：大江維時 権守：橘良殖	守：伴彦真 権守：源自明	天元5	982	守：源忠清 権守：藤原誠信	権守：藤原為輔 少目：池田吉種
		権守：源當時 介：藤原兼輔 権少目：和利親		天暦8	954	守：大江維時 権守：源自明 少掾：日置滋方 権少目：調光平	守：伴彦真 権守：源自明 少掾：狩良廉				
延喜15	915	守：平中興									
延喜16	916	権守：源當時 権守：良峯衆樹 権守：藤原玄上 権大掾：藤原治方									
延喜17	917	守：源興範 権守：良峯衆樹 介：藤原兼輔 大掾：藤原治方 大掾：紀清行	権守：源等								
延喜18	918	守：良峯衆樹 権守：藤原伊衡 大掾：藤原治方 大掾：紀清行	介：紀貫之 権介：大江維時								
延喜19	919	守：良峯衆樹 権守：橘公頼	権掾：橘好古								
延喜20	920	権守：藤原玄上 大掾：源公忠	権守：橘良殖								
延喜21	921	守：源悦 権守：藤原玄上 権大掾：藤原在衡	少掾：大江維時								

備考：宮崎康充編「国司補任」続群書類從刊行会による。太字は任官、細字は在任、網セは賜姓源氏、白文字は當時もしくは後に源氏長者であったことを示す。

釉陶器の生産に淳和院が深く関与していたと考える私見との整合性も高い。

つまり、院宮王臣家と在地富豪層の結合は、9世紀末から10世紀初頭にかけての「国政改革」で一概に切斷された訳ではなかったかもしれないが、国司の保護・助長によって順調に成長した関係がある一方で、国司の容認するところとならず切り離された関係があったということではなかろうか。近年、物流に伴う権益の争奪が平将門の乱の史的背景として注目されつつあるが（内山2015、高橋2010、木村2019）、失う側にとては死活問題であることを考えるならば、利権をめぐる対立が武力闘争へと発展しがちなことは容易に想像が可能で、9世紀終盤から10世紀初頭にかけて史料上に姿を現す「群盜」も、後者の側の抵抗活動と捉えることができるようと思われる。そして、古代の史料が基本的に為政者側の作成によるものに圧倒的に偏っていることを考慮するならば、禁令以外の形で関連史料が遺されにくいのではないかと思われる後者に関する実態こそ、考古学によって明らかにする必要があるだろう。

小論は、そのささやかな一つの試みでもある。

註

- 1 ただし、『新修名古屋市史 資料編 考古2』所収の拙論（尾野2013）で、大覚寺御所跡SD43出土土器の墨書を「御供」としたのは誤りで、正しくは「供御」である。
- 2 この遺構を含め、平安京右京三条三坊五町を嵯峨天皇の在位中に遡る京内離宮と推定した根拠については、前掲註1の拙論（尾野2013）を参照されたい。
- 3 『延喜民部省式』の年料雜器条のうち尾張国に関する規定は、その内容から弘仁式を引き継いだものと考えられているので（高橋1994、平尾2003）、830年前後の操業と推定される折戸41号窯の製品の上に天長7年（830）に施行された弘仁式の規定の影響が認められることは、充分に考えうる。
- 4 いささか想像を逞しくし過ぎているきらいもあるが、『平安遺文』補46号の「攝津國租帳」（九条家冊子本中右記裏文書）に「家地壹町」の所有者として記載されている「椋人諸成」は、藤原巨勢麻呂の曾孫である諸成であるとは考えられないだろうか。同帳に個人名で土地所有者として記されているのは、恒統親王（842年歿）・時子内親王（847年歿）・有子内親王（862年歿）の3人で（吉川2002）、その歿年（856年）から同時代人であることが知られる藤原諸成を「椋人諸成」と見なしても、年代的な矛盾は生じない。また、六国史では確認できないものの、『尊卑分脉』には諸成の名の右肩に「藏」の表記があり、藏人であったことが知られる。したがって、この憶測が正しければ、藏人を「椋人」と表記した事例と評価することができるかもしれない。ただし、神戸市の深江北町遺跡からは「椋人」を姓とする複数の人物名が記された木簡が出土しているので、「椋人諸成」の「椋人」も姓である可能性は否定できず、藤原諸成と断定できるわけではない。
- 5 『日本後紀』弘仁六年正月丁丑条の「伝習成業」を、三家人部乙麻呂らが鉛釉（緑釉）陶器生産技術を「伝習」し、灰釉陶器生産を「成業」したと解釈し（城ヶ谷2008・2021）、尾張における緑釉陶器生産の開始を弘仁6年正月直前より遡らせて考えうる、という見解も示されている。しかし、「成業」とは文章道の成績優秀者である文章得業生の「得業」と同様に、造瓷

器生として「伝習」した技術を「成業」したことを示しており、「伝習」した技術と「成業」した技術が異なるという解釈は史料論的に成り立たない。

- 6 平成15年頃、京都国立博物館で開催された特別展覧会の内覧会に出席していた八賀が、直接筆者に語ったところによる。その際、八賀は猿投窯の研究を進める上で、昭和30年代の名古屋大学による調査資料は参考資料として補助的に用い、むしろ昭和40年代以降の自治体による発掘調査出土資料を重視すべきことを説いた。
- 7 当該陶片の写真は、愛知県陶磁美術館開館40周年記念特別企画展の図録（愛知県陶磁美術館学芸課編2018）の76頁に「鳴海32号窯跡（NN-32）出土品」として掲載されている（最前列やや左寄り）。
- 8 残る1例は、長岡京右京八条三坊六町にあたる第616次調査地点で検出された溝SD28からの出土品（杯B）である。この事例のみ宮域から離れた地点での出土であるが、当該地点付近には古代寺院（鞠岡廃寺）の存在が推定されているので、本例についてはその関連で理解すべきものかもしれない。また、『愛知県史 別編 窯業1 古代 猿投系』には、さらに4点の長岡京城出土尾張産須恵器供膳具（同書629頁図1-11～13・15）が図示されているが（百瀬2015）、産地比定に疑問があるため、ここでは採り上げない。
- 9 『延喜践祚大嘗祭式』に尾張国からの貢納が規定されている「甕八口。缶五十口。筥坏四十口。廻八口。瓮十口。短女坏三十三口。酒瓶八口。匝十六口。片坏四十口。陶臼八口。飾廻八口。高盤四十口。塙十二口。都婆波十二口。酒盞十二口。酒垂八口。」は、「雜器」とのみ記されていて、須恵器なのか土師器なのかが明示されていないが、古代の尾張では土師器供膳具の生産はほとんど行われていないため、須恵器であると判断した。
- 10 田中琢は、尾張における灰釉陶器生産盛行の背景に、良質な陶土の産出ばかりでなく、新技法の導入と広域交易を支える流通経路の確保があったと推測している（田中1967）。筆者は、灰釉陶器生産の技術的基盤は基本的に従前の尾張（猿投窯）における須恵器生産にあると考えるので、「新技术の導入」に関してはいささか意見を異にするが、灰釉陶器生産盛行の背景に広域交易を支える流通経路の確保の視点が提示されていることが重要である。
- 11 ただし、個々の窯から猿投窯全体の「官窯的性格」を論ずるものまで、「古代猿投官窯論」には論者によって論旨に著しい幅がある。
- 12 より厳密に述べるならば、往還の人馬を「強雇」して人民を「愁苦」せしめる「威勢の輩」として「嵯峨淳和両院人」が登場するのは、嘉祥2年（849）9月25日付の太政官符が引用した、承和2年（835）10月18日付の太政官符である。
- 13 「強雇」は、貞觀9年（867）12月20日付の太政官符でも「一切禁断」とされており、「嵯峨淳和両院人」も例外扱いされてはいない。しかし、対処としては違反者を拘束して言上することが指示されているに過ぎず、9世紀終盤の史料の上に見える活発な「群盜」の活動は、この太政官符がさほど効力を発揮しなかったことを示しているように思われる。

参考文献

- 愛知県陶磁美術館学芸課編 2018『愛知県陶磁美術館開館40周年記念特別企画展 知られざる古代の名窯 猿投窯』 愛知県陶磁美術館
- 赤松佳奈ほか 2016『平成27年度 京都市埋蔵文化財出土遺物文化財指定準備業務報告書 平安京左京二条二坊「冷然（泉）院」出土品』 京都市文化市民局
- 秋山浩三ほか 1986「長岡京跡左京第120次（7ANFZN-2地区）～二条大路、東二坊第一小路、

- 東二坊坊間小路交差点～発掘調査概要』『向日市埋蔵文化財調査報告書』第18集 向日市教育委員会
- 秋山浩三ほか 1997 「長岡宮跡第277次（7AN1F地区）～北辺官衙（北部）、宮城東面大垣・東一坊大路、渋川遺跡～発掘調査概要』『向日市埋蔵文化財調査報告書』第41集 向日市埋蔵文化財センター・向日市教育委員会
- 安藤義弘 2001 「棟敷1号窯遺跡』『豊明市史 資料編補1 原始・古代・中世』 豊明市
- 家崎孝治 1985 「平安宮中和院跡』『平安京跡発掘調査概報 昭和59年度』 京都市文化観光局
- 市大樹 1999 「九世紀畿内地域の富豪層と院宮王臣家・諸司』『ヒストリア』第163号
- 井上和人ほか 2005 『平城宮発掘調査報告XVI 奈良文化財研究所学報第70冊 兵部省地区の調査』 奈良文化財研究所
- 井上喜久男・橋崎彰一 1992 『猿投窯—黒笛7号窯跡発掘調査報告書』 東郷町教育委員会
- 井上喜久男 2013 『新編三好町誌古窯跡調査報告書 愛知県猿投山西南麓古窯跡群 黒笛90号窯跡』 愛知県みよし市
- 上村和直・吉崎伸 1983 「左京二条二坊（2）』『昭和57年度京都市埋蔵文化財調査概報』 京都市埋蔵文化財研究所
- 内山俊身 2015 「陸奥との物流から見た平将門の乱—征夷戦争を前提にして—』『常総中世史研究』 3
- 大西遼ほか 2020 「灰釉陶器出現前後の猿投窯—2. O-10号—』『三河考古』第29号
- 岡野友彦 1993 「源氏長者の淵源について』『国史学』第149号
- 岡野友彦 2018 『源氏長者 武家政権の系譜』 吉川弘文館
- 尾野善裕 1998 「灰釉陶器生産技術の系譜』『橋崎彰一先生古希記念論文集』 真陽社
- 尾野善裕 2002 「平安時代における緑釉陶器の生産・流通と消費 尾張産を中心に』『国立歴史民俗博物館研究報告』第92集
- 尾野善裕 2003 「古代緑釉陶器生産の終焉—院政期の尾張における緑釉陶器・円塔生産の可能性—』『考古学雑誌』第87巻第1号
- 尾野善裕 2013 「古代尾張における施釉陶器生産と歴史的背景』『新修名古屋市史 資料編 考古2』 名古屋市
- 尾野善裕・森川実・大澤正吾 2016 「飛鳥地域出土の尾張産須恵器』『奈良文化財研究所紀要2016』
- 尾野善裕 2022 「猿投窯系須恵器編年の再編と下り松瓦窯の操業年代—須恵器からみた西三河の鋸歯文縁複弁六葉蓮華文軒丸瓦—』『伊保廃寺発掘調査報告書』 名古屋大学大学院人文学研究科考古学研究室
- 梶川敏夫 1975 「中和院跡推定地発掘調査概要』『平安宮跡 京都市埋蔵文化財年次報告1974-I』 京都市文化観光局
- 金田明大・池田裕英 2000 「宮都出土の東海産須恵器』『第1回東海土器研究会資料 須恵器生産の出現から消滅—猿投窯・湖西窯編年の再構築—』 東海土器研究会
- 木村茂光 2019 『平将門の乱を読み解く』 吉川弘文館
- 木村泰彦・小田桐淳 1991 「長岡京時代』『長岡京市史 資料編一』 長岡京市役所
- 國下多美樹・清水みき 1997 「長岡京跡左京第218・254次（7ANEHD-2・3地区）～二条条間大路・東二坊大路交差点、鶏冠井遺跡～発掘調査概要』『向日市埋蔵文化財調査報告書』第45集 向日市埋蔵文化財センター・向日市教育委員会

- 小島一夫・井上光男 1976 『名古屋市文化財調査報告VI 徳重西部土地区画整理事業地内所在埋蔵文化財発掘調査報告書』 名古屋市教育委員会
- 佐藤全敏 2018 『蔵人所の成立』『律令制と古代国家』 吉川弘文館
- 柴垣勇夫 1978 「古代窯業の発展—須恵器生産の展開と中世陶器の成立—」『古代の地方史 第4卷 東海・東山・北陸編』 朝倉書店
- 柴垣勇夫 1993 「須恵器・瓷器の生産と流通」『新版〔古代の日本〕第7卷 中部』 角川書店
- 柴垣勇夫 2003 『東海地方における古代中世窯業生産史の研究』 真陽社
- 柴垣勇夫 2015 「愛知県の古代窯業研究史」『愛知県史 別編 窯業1 古代 猿投系』 愛知県
- 城ヶ谷和広 2010 「東海」『古代窯業の基礎研究—須恵器窯の技術と系譜—』 真陽社
- 城ヶ谷和広 2015 「O-10号窯」『愛知県史 別編 窯業1 古代 猿投系』 愛知県
- 城ヶ谷和広 2021 「あいちの窯業 猿投窯にはじまる」『令和3年度考古学セミナー あいちの考古学2021資料集』 愛知県教育・スポーツ振興財団 愛知県埋蔵文化財センター
- 神野恵 2005 「SD3715出土土器」『平城宮発掘調査報告XVI 奈良文化財研究所学報第70冊 兵部省地区の調査』 奈良文化財研究所
- 田尾誠敏 2015 「関東への灰釉陶器の流入状況と在地土器」『第3回東海土器研究会 灰釉陶器生産における地方窯の成立と展開 資料集』 東海土器研究会
- 高橋修 2010 「再考 平将門の乱」『兵たちの登場』 高志書院
- 高橋照彦 1994 「平安初期における鉛釉陶器生産の変質」『史林』第77卷第6号
- 巽淳一郎 1983 「古代窯業生産の展開—西日本を中心にして—」『文化財論叢』 同朋舎出版
- 田中琢 1962 「SE311・272出土の遺物とその年代」『平城宮発掘調査報告IV』 奈良国立文化財研究所
- 田中琢 1967 「畿内と東国—古代土器生産の観点から—」『日本史研究』第90号
- 角田文衛 1985 「勅旨省と勅旨所」『角田文衛著作集三 律令国家の展開』 法藏館（初出1962『古代学』第10卷第2～4合併号）
- 坪井清足ほか 1962 『平城宮発掘調査報告IV』 奈良国立文化財研究所
- 寺内浩 2015 「地方支配の変化と天慶の乱」『岩波講座 日本歴史 第4卷』 岩波書店
- 戸田芳実 1968 「中世成立期の国家と農民」『日本史研究』第97号
- 戸田芳実 1975 「九世紀東国荘園とその交通形態—上総国藻原荘をめぐって—」『政治経済史学』第110号
- 豊田市民芸館編 2007 「—猿投窯の発見者—本田静雄コレクション（猿投・古瀬戸）」 豊田市教育委員会
- 中川和哉 1990 「長岡京跡左京第222次発掘調査概要（7ANDKD-3地区）」『京都府遺跡調査概報』第38冊 京都府埋蔵文化財調査研究センター
- 樋崎彰一 1973 『陶磁大系 第5卷 三彩・緑釉・灰釉』 平凡社
- 樋崎彰一 1976a 『日本の陶磁—古代中世篇 第2卷 三彩 緑釉 灰釉』 中央公論社
- 樋崎彰一 1976b 「白い器とまつりの道具」『日本陶磁全集6 白瓷』 中央公論社
- 樋崎彰一 1989 「猿投窯の展開」『東海考古の旅—東西文化の接点』 每日新聞社
- 橋本義則 1997 「史料から見た嵯峨院と大覚寺 嵯峨院の成立から大覚寺の再興まで」『史跡大覚寺御所跡発掘調査報告 大沢池北岸域復元整備事業に伴う調査』 舊嵯峨御所大覚寺
- 坂野和信 1979 「日本古代施釉陶器の再検討〔I〕」『考古学雑誌』第65卷第2号
- 平尾政幸ほか 1990 『平安京右京三条三坊 京都市埋蔵文化財研究所調査報告書第10冊』 京都

- 市埋蔵文化財研究所
- 平尾政幸 1994「緑釉陶器・灰釉陶器・白色土器」『平安京提要』 角川書店
- 平尾政幸 2003「平安時代の緑釉陶器生産に関するいくつかの問題」『古代の土器研究会第7回シンポジウム 古代の土器研究 平安時代の緑釉陶器—生産地の様相を中心に—』 古代の土器研究会
- 平尾政幸・尾野善裕 2009「湘南新道関連遺跡出土施釉陶器の様相と相模国府」『湘南新道関連遺跡群II 大会原遺跡 六ノ域遺跡 都市計画道路3・3・6号(湘南新道)建設に伴う発掘調査』 かながわ考古学財団
- 平尾政幸 2010「平安宮左兵衛府・侍従所跡」『京都市内遺跡発掘調査報告 平成21年度』 京都市文化市民局
- 平尾政幸 2016「冷然院北内溝出土土器群の特質」『平成27年度京都市埋蔵文化財出土遺物文化財指定準備業務報告書 平安京左京二条二坊「冷然(泉)院」出土品』 京都市文化市民局
- 古尾谷知浩 2006『律令国家と天皇家産機構』 執書房
- 古尾谷知浩 2015「[律令制]と土器」『愛知県史のしおり 別編 窯業1 古代 猿投系』 愛知県総務部法務文書課県史編さん室
- 松崎俊郎 1988「長岡宮跡第153次(7AN7I地区)～北辺官衙(南部)、森本遺跡～発掘調査概要」『向日市埋蔵文化財調査報告書』 第22集 向日市教育委員会
- 百瀬正恒 2015「長岡京・平安京」『愛知県史 別編 窯業1 古代 猿投系』 愛知県
- 吉川真司 2002「院宮王臣家」『日本の時代史5 平安京』 吉川弘文館
- 渡辺晃宏 2005「SD3715出土木簡をめぐって」『平城宮発掘調査報告XVI 奈良文化財研究所学報第70冊 兵部省地区の調査』 奈良文化財研究所
- 吉川義彦 1983「内裏外郭跡」『平安京跡発掘調査概報 昭和57年度』 京都市文化観光局
- 渡辺直彦 1965「嵯峨院司の研究 附—藏人所成立の前提—」『日本歴史』 第210号

挿図出典

- 図1：豊明市教育委員会提供
- 図2：赤松ほか2016より
- 図3：平尾ほか1990より
- 図4：筆者撮影
- 図5：豊田市民芸館2007、大西ほか2020を一部改変
- 図6：大西ほか2020を一部改変
- 図7：大西ほか2020、小島・井上1976、井上・植崎1992を一部改変
- 図8：小島・井上1976、尾野1998、井上・植崎1992を一部改変
- 図9：金田・池田2000、秋山ほか1986、木村・小田桐1991、國下・清水1997、小島・井上1976、井上・植崎1992を一部改変
- 図10：吉川1983、家崎1985、梶川1975、平尾2010、平尾ほか1990、赤松ほか2016、坪井ほか1962、大西ほか2020、小島・井上1976、井上・植崎1992を一部改変
- 図11、12：井上ほか2005を一部改変
- 図13：松崎1988、秋山ほか1997、中川1990を一部改変